

入札公告

条件を付した一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成29年11月15日

境町畜産クラスター協議会
会長 塚原 昇

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 実施主体
境町畜産クラスター協議会
- (2) 発注者
株式会社シバサキ
- (3) 工事名
H28（繰越）畜産競争力強化対策整備事業 牛舎建設及び付帯設備工事
- (4) 工事場所
境町大字長井戸字小金井839番1，外22筆地内
- (5) 工事概要
 - ・牛舎建設 1棟 3,175㎡
 - ・付帯設備工事 1式
- (6) 工期
本契約成立の翌日から平成30年3月23日まで
- (7) 最低落札価格
設定する。
- (8) 発注形態
単体

(9) 現場説明会

本工事については、実施しないものとする。

(10) 建設リサイクル法

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できる者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく境町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始後又は再生手続開始後、更正計画認可又は再生計画認可の決定が確定した後に、境町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者及び本工事の入札前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) この公告の日から入札・開札の執行日までにおいて、茨城県又は境町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。また、所定の工期をもって工事を安全に施工できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。
 - ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- (6) 町税、県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 関東地方に本店を有すること。
- (8) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建築工事業の許可を受けていること。
- (9) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果(契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日のものに限る。以下「経営事項審査」という。)における建築一式工事の総合評点が、650点以上であること。

- (10) 過去10年間(平成19年度から平成28年度)に本工事と同種同規模程度の工事を元請として施工し、完了した実績を有すること。

3 入札手続き等

- (1) 入札説明書(設計図面及び仕様書等(以下「設計図書」という。))を除く。)の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成29年11月15日から平成29年11月24日までの毎日(ただし、境町の休日(以下「休日」という。))を除く。)9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)

② 交付場所及び方法

直接交付

〒306-0495 猿島郡境町391番地1

境町役場2階 境町畜産クラスター協議会(農業政策課内)

電話番号 0280-81-1310

設計図書に対する質問がある場合は書面(任意様式)により電子メールまたはFAXにより提出すること。

境町畜産クラスター協議会

メールアドレス chikusan@town.sakai.ibaraki.jp

FAX番号 0280-87-1937

- (2) 入札参加資格認定に係る申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出書類等(作成方法等の詳細は、入札説明書による。)

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 競争入札参加資格確認資料(様式第2号)及び関連添付書類

ウ 競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)

エ 競争入札参加資格確認申請に係る委任状 ※必要に応じて提出

② 提出期間

前記(1)、①に同じ

③ 提出場所及び方法

前記(1), ②の場所に持参すること。

(3) 入札, 開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札, 開札の日時

平成29年12月15日(金) 午前10時00分

② 入札, 開札の場所

猿島郡境町391番地1 境町役場2階会議室

③ 入札書の提出方法

持参とし, 郵送及び電送による入札は, 認めないものとする。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

免除

② 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし, 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 支払条件

① 工事完了検査及び引渡し後, 請求書を受領したときから40日以内に請負代金を支払うものとする。

② 受注者が前払い及び中間前払い, 部分払いを請求する場合は, 契約締結時に双方協議の上決定するものとする。

(4) 契約の締結

落札の通知を受けた日(入札執行日)から5日以内(休日及び祝日は含まない。)に契約保証金又はそれに代わる担保の提供を受けた後, 契約を締結する。

(5) 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札, 申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する法令又は条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は, くじによって落札者を決定する。なお, 落札者となるべき同価の入札をした者は, くじ

を引くことを辞退することはできないものとする。

(7) 契約書作成の要否

要。建設工事請負契約書を作成し、落札者決定後5日以内に契約を締結する。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 詳細については、入札説明書による。

(10) その他

- ① 入札者が1者の場合、又は天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。
- ② 落札者が落札の通知を受けた日から原則として5日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。
- ③ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- ④ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を行わないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。